

京都府後期高齢者医療広域連合議会

令和7年第1回定例会会議録

令和7年2月14日 開会

令和7年2月14日 閉会

京都府後期高齢者医療広域連合議会

京都府後期高齢者医療広域連合議会令和7年第1回定例会会議録目次

第 1 号 (2月14日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○議会職員出席者	3
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○承認第1号～議案第9号の一括上程、説明	7
○一般質問	11
○承認第1号の質疑、討論、採決	25
○議案第1号の質疑、討論、採決	25
○議案第2号の質疑、討論、採決	26
○議案第3号の質疑、討論、採決	26
○議案第4号の質疑、討論、採決	27
○議案第5号の質疑、討論、採決	30
○議案第6号の質疑、討論、採決	32
○議案第7号の質疑、討論、採決	36
○議案第8号の質疑、討論、採決	39
○議案第9号の質疑、討論、採決	44
○請願第1号及び請願第2号の一括上程、説明	45
○請願第1号の質疑、討論、採決	47

○請願第 2 号の質疑、討論、採決	48
○閉会の宣告	50
○署名議員	51

京都府後期高齢者医療広域連合議会令和7年第1回定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和7年2月14日（金）午後1時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 発議第1号 京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 承認第1号から議案第9号までの上程（広域連合長説明）
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 承認第1号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 議案第1号 京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第2号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第3号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第4号 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第5号 令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第6号 令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第7号 令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第16 議案第8号 令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第 17 議案第 9 号 京都府後期高齢者医療広域連合広域計画（第 5 次）の変更について

日程第 18 請願第 1 号及び請願第 2 号の上程（紹介議員説明）

日程第 19 請願第 1 号 京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引き下げなど、制度の改善と国への意見書を求める請願書

日程第 20 請願第 2 号 国に従来の後期高齢者医療被保険者証の交付を求める請願書

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 20 まで議事日程に同じ

出席議員（30名）

1 番	久保田 正 紀 君	2 番	玉 本 なるみ 君
3 番	青 野 仁 志 君	4 番	森 下 賢 司 君
5 番	杉 島 久 敏 君	6 番	安 藤 和 明 君
7 番	西 川 康 史 君	8 番	西 川 美代子 君
9 番	星 野 和 彦 君	10 番	小 川 克 己 君
11 番	小松原 一 哉 君	12 番	長谷川 愛 君
13 番	中小路 貴 司 君	14 番	叶 善 之 君
15 番	早 川 由紀夫 君	16 番	平 林 智江美 君
17 番	樋 口 浩 之 君	18 番	山 本 和 延 君
19 番	島 一 嘉 君	20 番	巽 悦 子 君
21 番	木 村 健 太 君	22 番	山 内 実貴子 君
23 番	山 本 勝 喜 君	24 番	高 山 豊 彦 君
25 番	村 田 周 子 君	26 番	頭 鬼 久 雄 君
27 番	梅 原 好 範 君	28 番	佐 戸 仁 志 君
29 番	今 井 浩 介 君	30 番	下 村 あきら 君

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	上 村 崇 君	副広域連合長	杉 浦 正 省 君
副広域連合長	安 田 守 君	副広域連合長	吉 田 良比呂 君
副広域連合長	渡 辺 隆 君	副広域連合長	古 川 博 規 君
会計管理者	本 田 和 裕 君	業務課長	雲丹亀 範 子 君
総務課長 担当課長	前 澤 高 志 君		

議会職員出席者

書記長 岩本啓吾

書記 吉川淳平

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○議長（下村あきら君） 皆様、大変御苦労さまです。

定刻になりました。ただいまから京都府後期高齢者医療広域連合議会令和7年第1回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（下村あきら君） 本日の会議を開きます。

なお、報道機関等から写真撮影の許可の申出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） 異議なしと認めます。それでは、報道機関等の写真撮影を許可することにいたします。

◎議事日程の報告

○議長（下村あきら君） 議事日程につきましては、お手元の議事日程のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

また、副広域連合長の桂川孝裕亀岡市長が公務のため欠席されていますので、御報告いたします。

◎議席の指定

○議長（下村あきら君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回、新たに、綾部市、安藤和明議員、亀岡市、小川克己議員、大山崎町、島一嘉議員、

宇治田原町、山内実貴子議員、笠置町、山本勝喜議員、与謝野町、今井浩介議員が広域連合
議会議員に選出されております。

議席につきましては、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（下村あきら君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、南丹市の樋口浩之議員、和束町の高山
豊彦議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（下村あきら君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。御異議ございませんで
しょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（下村あきら君） 日程第4、諸般の報告を行います。

お手元に、令和6年度定期監査結果報告書、例月出納検査結果報告書の各写しを配付させ
ていただいております。

定期監査結果報告書につきましては、地方自治法第199条第9項の規定により、当議会に対
しまして、その結果について報告があったものでございます。

また、例月出納検査結果報告書につきましては、令和6年7月から12月分までの例月出納

検査がそれぞれ実施され、適正に執行されている旨の報告がありましたので、御報告申し上げます。

配付資料の内容につきましては、各自御覧をお願いします。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第5、発議第1号、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、提出者から説明を求めます。

青野仁志議員。

〔3番 青野仁志君登壇〕

○3番（青野仁志君） 京都市会選出の青野仁志でございます。

発議第1号、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議員提出案件の議案書の1ページを御覧ください。

第208回国会において成立した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）では、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることとなります。

これに伴い、「懲役」や「禁錮」を定める条例等につきましては、「拘禁刑」に改める規定の整備が必要となります。

当議会における個人情報の取扱い等を定める京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例では、罰則として「懲役」を規定していることから、この法の改正に伴い、当該規定の整備を図るものです。

施行日は、法の施行日である令和7年6月1日です。

以上で提案理由の説明を終わります。議員各位の御賛同、お願いいたします。

○議長（下村あきら君） 本件につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論を終結いたします。

それでは、発議第1号、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを表決に付します。

発議第1号、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を

改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することにつきまして賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（下村あきら君） 挙手多数であります。ありがとうございます。

よって、本件は可決されました。

◎承認第1号～議案第9号の一括上程、説明

○議長（下村あきら君） 日程第6、承認第1号から議案第9号までの広域連合長提出案件10件を一括議題といたします。

提出者から説明を求めます。

上村広域連合長。

〔広域連合長 上村 崇君登壇〕

○広域連合長（上村 崇君） 今回、提出いたしました議案につきまして御説明をさせていただきます。

広域連合長提出案件の議案書1ページをお開きください。

まず、承認第1号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを御説明いたします。

本件は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定につきまして、被保険者証の廃止に伴い削除するとともに、厚生労働省からの取扱いに係る通知に伴いまして、急患等の被保険者に係る保険料の徴収猶予の取扱いにつきまして、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年以内限り、その徴収を猶予することができることとするものでございます。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正の施行が令和6年12月2日でありましたことなどから、専決処分をいたしましたので、御承認をお願いするものでございます。

次に、5ページをお開きください。

議案第1号、京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

本件は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正

に伴い、超過勤務の免除の対象となる子の年齢につきまして、現在は「3歳になるまで」とされているところですが、「小学校就学前まで」に引き上げるとともに、家族に介護の必要性が生じた職員に対して、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うこととするものでございます。

なお、施行日は、令和7年4月1日を予定しております。

続きまして、9ページをお開きください。

議案第2号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

本件は、京都府人事委員会勧告に伴い、京都府指定職の期末手当が改定されたことを受けて、京都府に準じて、常勤の副広域連合長の期末手当につきまして、年間3.40月分から3.45月分へ引上げを実施するものでございます。

なお、期末手当の引上げは、京都府と同様に令和6年6月1日から適用するものでございます。

続きまして、13ページをお開きください。

議案第3号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

本件は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正によりまして、保険料の均等割額に係る2割及び5割軽減対象を拡大するため、対象世帯に係る所得判定基準額が引き上げられたことに伴い、その改正後の当該基準額と同額となるよう、被保険者数に乗ずる金額を改正するものでございます。

なお、施行日は、令和7年4月1日を予定しておりまして、令和6年度以前の年度分の保険料につきましては、従前の例によることとしております。

続きまして、17ページをお開きください。

議案第4号、京都府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

本件は、刑法等の一部改正に伴いまして「懲役」、「禁錮」が廃止され、これらに代わり「拘禁刑」が創設されましたことから、京都府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例及び京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例におきまして規定を整備するものでございます。

なお、施行日は、法の施行日であります令和7年6月1日を予定しております。

続きまして、21ページをお開きください。

議案第5号、令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を御説明いたします。

本件は、歳出予算につきまして、会計年度任用職員の報酬及び派遣職員負担金につきまして給与改定等に伴う増額補正、また、令和5年度に概算で交付された特別調整交付金等の精算に伴う国への返還金につきまして、市町村からの長寿・健康増進事業費補助金返還金などを財源として増額補正を行いますとともに、郵送料金の改定に伴う医療費通知の送料やクラウド利用に必要となる通信料の増額補正、市町村が実施します健康診査に係る追加項目等の補助金につきまして、国庫支出金を財源といたしまして増額補正するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の各総額にそれぞれ9,369万1,000円を追加し、補正後の総額を11億9,380万1,000円と定めるものでございます。

なお、歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、25ページから28ページに記載させていただいております。

続きまして、29ページをお開きください。

議案第6号、令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を御説明いたします。

本件は、全国的な高額レセプトの増加によりまして、高額な医療費を共同で負担する仕組みである国民健康保険中央会が実施します特別高額医療費共同事業に要する費用が増加しておりますことから、当広域連合が負担する拠出金について増額補正を行い、また、令和5年度以前に市町村が徴収した保険料で、令和6年度に市町村から被保険者等へ還付する保険料還付金の見込額が当初予算を超えるため増額補正を行いますとともに、令和5年度に概算交付されました療養給付費負担金等に係る国庫支出金、府支出金及び市町村支出金につきまして、精算により返還金が生じたことによりまして、増額補正するものでございます。

また、保健事業・介護予防等一体的実施推進事業費につきましては、令和6年度の実施計画に応じて減額補正するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の各総額に歳入歳出それぞれ32億6,233万1,000円を追加いたしまして、補正後の総額を4,305億3,658万3,000円と定めるものでございます。

なお、歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、33ページから36ページに記載させていただいております。

続きまして、37ページをお開きください。

議案第7号、令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算を御説明いたします。

本件は、本広域連合の令和7年度の一般会計予算の総額を11億8,345万7,000円と定めるもので、前年度比9,521万3,000円の増となっております。

歳入の主な増加要因でございますが、新標準システムの本格稼働に伴うランニングコストの増加に合わせまして、分賦金1億4,000万円の増額を市町村にお願いさせていただくことによるものでございます。

一方、国庫支出金につきましては、特別調整交付金の対象である機器更改業務の掛かり増し費用約3,900万円が皆減となり、また、繰入金につきましては、令和6年度では機器更改業務に係る臨時的なクラウド利用料につきまして、財政調整基金で充てていたことにより、減額となるものでございます。

歳出の主な増加要因でございますが、令和6年度計上の標準システム機器更改の掛かり増し費用約3,900万円が皆減となりますが、新標準システムの本格稼働に伴うクラウド利用料等のほか、郵送料金改定に伴う医療費通知発送費用、市町村からの派遣職員等の給与費が増加することによるものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書につきましては41ページから48ページ、給与費明細書につきましては49ページ及び50ページに記載しております。

続きまして、51ページをお開きください。

議案第8号、令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を御説明申し上げます。

本件は、本広域連合の令和7年度の特別会計予算の総額を4,439億892万円と定めるもので、前年度比187億4,635万7,000円の増となっております。

特別会計につきましては、後期高齢者医療の医療給付費等の支出及び保険料等の収入につきましては、2年間を通じて財政の均衡を保つことを見越して設定しておりまして、令和7年度は、その2か年目ということになります。

歳出の9割を占めます保険給付費につきましては、現在の第9期保険料の算定時に見込んでおります令和7年度の費用を計上しておりますが、被保険者数が対前年度比2.1%の増、1人当たり医療給付費が対前年度比1.2%の増と見込んでいるため、増額となっております。

53ページ及び54ページをお開きください。

歳入の第1款から第4款、国、府、市町村支出金及び支払基金交付金につきましては、歳出における保険給付費の増加見込みに併せまして、前年度に比べ増額して予算計上を行って

おります。

また、第12款の財産収入につきましては、後期高齢者医療給付費等準備基金の資金運用による利子収入の増に伴い、増額となっております。

55ページをお開きください。

歳出の第1款総務費につきましては、令和6年10月から新たに発生しております金融機関への支払手数料を1年分計上しておるところから増額となっております。

また、第4款特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、令和6年度補正予算でも申し上げたところでございますけれども、近年、高額レセプトが増加しており、特別高額医療費共同事業に要する費用の額も増加していることから、当該事業に係る拠出金の増加を見込んで増額となっております。

さらに、第6款保健事業費につきまして、保健事業・介護予防等一体的実施推進事業につきましては、実施市町村の増加等により増額となっております。

今後とも、効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、57ページから65ページに記載させていただいております。

67ページをお開きください。

議案第9号、京都府後期高齢者医療広域連合広域計画（第5次）の変更についてを御説明いたします。

本件は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、被保険者証が廃止されるとともに、資格確認書の発行等の事務が生じることから、広域連合及び市町村が行う事務について、「被保険者証」を削り、新たに「資格確認書等」を定めるものでございます。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認及び御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎一般質問

○議長（下村あきら君） 日程第7、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、通告順に発言を許します。

質問時間は、再質問を合わせて20分以内となっておりますので、御協力お願いいたします。

平林智江美議員。

〔16番 平林智江美君登壇〕

○16番（平林智江美君） 京丹後市選出の平林智江美です。よろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

保険料の滞納者への対応についてということで、令和6年12月2日以降、新規の被保険者証の発行が終了しています。保険料を滞納されている方には今まで短期証というような形で発行されていました。そういった有効期限が短い方もいらっしゃると思います。その方の被保険者証の有効期限が切れた場合、どのような対応がされるのか、無保険者状態にならないかということをお尋ねします。

滞納については前回もお尋ねしましたがけれども、令和5年8月17日現在の資料によりますと、京丹後市では滞納者57人、短期証が11人、6か月証となっています。京都府下で人口割で見ると滞納者が多くなっています。京丹後市では国民年金生活者が多く、その上、今の物価高で生活が逼迫しています。先日も、後期高齢者の保険料の通知が来た方から、保険料が高過ぎると相談を受けました。減免制度はありますが、それだけではどうにもならないということです。府内での所得階層43万未満が28万879人という資料を頂いています。減免制度があっても大変厳しい状況です。12月2日からマイナ保険証に切り替わるということにより、マイナ保険証の登録有無にかかわらず、後期高齢者被保険者の方には資格確認書を交付するとなっています。ただし、令和7年8月の年次更新までの暫定的な取扱いと聞いています。ですから、短期証の方には資格確認書が届いていると理解するわけなんですけれども、短期証の方についての保険証は期限が切れた場合どのような対応になりますか、まずお尋ねします。無保険状態になることはないのかということをお尋ねしたいと思います。

また、令和7年8月1日以降、保険料の滞納者にはどのような対応になる予定なのか。資格確認書は暫定的と聞いていますけれども、資格確認書発行はどうなるのか、保険料滞納者にはどのようなになるのか、引き続き短期証を発行していくのかというあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺 隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺 隆君） 平林議員の御質問にお答えいたします。

まず、有効期限が短い被保険者証、いわゆる短期証をお持ちの方への対応についてでございますが、令和6年12月1日をもって、短期証を含みます新規の被保険者証の発行が終

いたしましたけれども、令和6年9月26日付厚労省通知によりまして、令和6年の12月2日以降、令和7年8月の年次更新までの間、新たに資格取得される方や券面の内容に変更が生じた方につきましては、マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書が交付されているところでございます。

既に発行済の短期証につきましては、3か月証と6か月証がございますけれども、いずれも令和7年1月31日に有効期限を迎えたところでございまして、その短期証をお持ちの方に対しては、令和7年7月31日有効期限の資格確認書を1月中に発行したところでございます。

次に、令和7年8月1日以降の保険料滞納者の方への対応についてでございますが、保険料の滞納の有無にかかわらず、マイナ保険証をお持ちの方に対しては資格情報のお知らせを交付いたしますとともに、マイナ保険証をお持ちでない方に対しては資格確認書を交付いたしますが、異なる有効期限を設けることはできないこととされておりますので、後期高齢者医療制度におきましては、いずれの方にも1年間の期限のものを交付することとしておるところでございます。

なお、市町村からは、短期証の廃止によりまして、滞納者との接触機会が減少することを危惧されておりますけれども、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第53条の4におきまして、市町村は、特別の事情がある場合を除きまして、納付勧奨通知や納付相談の機会を設定するなどを行うことが求められているところでございます。

いずれにいたしましても、被保険者の皆さんには、マイナ保険証か資格確認書のいずれかが交付されることになるものと考えてございます。

○議長（下村あきら君） 平林智江美議員。

〔16番 平林智江美君登壇〕

○16番（平林智江美君） ありがとうございます。

確認なんですけれども、短期証がなくなるということになりますので、短期証を今まで発行されていた方には資格確認書が引き続き発行されるという理解でよろしいのでしょうか。滞納者、納付勧奨を各自治体で行っていただくというような説明もありましたけれども、なかなかいろんな介護保険とか後期高齢者の保険料とか年金から引かれていくわけですので、生活が大変厳しいということにもなります。ですから、そういった中で、短期証というのは大変厳しいなというのは私は感じています。

令和6年11月14日には全国後期高齢者医療広域連合協議会が厚生労働大臣に要望書を提出

しておられます。その中に、今後の保険料の引上げに対する措置として、低所得者に対する保険料軽減制度については均等割額の7・5・2割軽減があるが、保険料改定のたびに均等割額も上昇傾向にあることから、被保険者の負担が過重とならないよう、軽減制度の拡充を検討すること、またその歳入については国において確保するというふうに要望書を提出しておられます。低所得者の現状をしっかりと理解していただいて、こういった要望が出されていると考えますが、いかがでしょうか。すみません、再度短期証についてお尋ねしますけれども、その短期証、滞納になっている方においても資格確認書が発行されるということを確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺 隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺 隆君） 平林議員の御質問にお答えいたします。

まず、短期証の方に対する資格確認書の交付の件でございますけれども、これは短期証が交付された方ということではなくて、マイナ保険証を保有されている方かどうかによって変わってくるわけでございますが、マイナ保険証を保有されていない方に対しては資格確認書を交付するというところになります。

それから、国への要望の関係でございましたけれども、国におきましては、5割、2割の軽減者に対しましては今回も対象を拡大するというところで措置がされておるところでございます。要望に対しての対応については一定いただいているのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（下村あきら君） 次に、質問の通告がありましたので、発言を許します。

質問時間は、再質問を合わせて20分以内となっておりますので、御協力お願いいたします。

玉本なるみ議員。

〔2番 玉本なるみ君登壇〕

○2番（玉本なるみ君） 京都市会選出の玉本なるみでございます。

通告書にありますとおり、2つの質問をさせていただきます。

1つ目は、後期高齢者医療における高額療養費制度見直し案の被保険者の負担増大の影響についてです。

要旨にありますとおり、まず制度改正案なんですけれども、この制度の見直しは現在国会で審議中であります。当初案では今年8月から全所得階層で引上げとなっております。来年

度予算に関わる事案であるにもかかわらず、予算審議の際に明らかになっていないというのは問題ではないかと考えます。国の制度に準ずるものであっても、各自治体議会で審議し、広域連合や自治体として独自の対策を審議することも必要であると考えます。よって、令和7年度の実施はやめるべきだと私は考えておりますが、御認識はいかがでしょうか。

制度改正案の2つ目の問題として、協議会の報告では、保険料は1人当たり年間1,100円減額になるとのことでありましたが、高額な医療費が必要になった場合の影響は甚大であります。全国がん患者の団体連合会などが抗議の声を上げておられます。具体的に負担が増額となる場合の最大と平均の事例を、令和7年度、8年度、9年度ごとにお示しいただきたいと思っております。

3つ目は、当初案の修正がされたとしても、実施が令和7年8月となった場合、府民への周知はどのようにされるかお答えいただきたいと思います。

2つ目ですが、高齢者及び高齢者施設におけるマイナ保険証及び資格確認書の取扱いについて質問いたします。

高齢者の施設における保険証の管理についてなんですが、施設の中でも特別養護老人ホームなどは長期に入所されており、現在では保険証を預かり管理して、救急時に持参して病院に行って診察を受けておられる場合があると聞きます。家族などからマイナ保険証を取得したほうがいいですかと問合せもあるとのことでしたが、マイナ保険証の管理については施設向けマニュアルなどが出されておりますが、この保険証の管理や手続は責任が重過ぎるという声が多く聞かれています。したがって、令和7年8月以降でも資格確認書であれば保険証と同じように管理ができるわけですが、マイナ保険証は管理が困難とされています。ある施設は、マイナ保険証は預からず、救急の受診についても家族や後見人の方に来てもらうことにしているとおっしゃっていました。しかし、その場合、困難な場合もあることは予測されます。施設における管理の在り方についての認識をお聞かせいただきたいと思います。

2つ目は、高齢者施設入所者の資格確認書の交付についてですが、緊急で診察に行く場合にはストレッチャー搬送になることが多くあると思います。マイナ保険証の場合は顔認証がやりにくく、本人の意思の確認も難しい状況にある場合が多いと考えられます。申請すれば資格確認書が交付されるということになっていますが、申請困難な方もいらっしゃると思います。配慮が必要ではないかと思いますが、その配慮についてお答えいただきたいと思います。

3つ目、令和7年8月からの制度変更について。マイナ保険証の取得者でも、令和7年7月末までは現行の保険証が交付されていますが、8月からは送られず、資格情報のお知らせ

が送られることになっています。被保険者にとって初めて保険証が送付されないということが起こるということに対しての御認識はいかがでしょうか。マイナ保険証の利用状況は、京都府内で21.72%、全国では18.52%ということでありましたが、マイナ保険証を持っていても利用していない人がどの程度おられるかは把握されているのでしょうか。さらに、府内医療機関・薬局のオンライン資格確認の導入状況が資料では100%になっておりません。その影響なども考えていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。お答えいただきたいと思っています。

○議長（下村あきら君） 上村連合長。

〔広域連合長 上村 崇君登壇〕

○広域連合長（上村 崇君） 玉本議員の御質問にお答えいたします。

高額療養費制度の見直しについてであります。本件につきましては、現在、国において審議中ということでございまして、日々いろんな形で報道がされておるものと認識しております。当広域連合といたしましては、その審議状況というのを注視しておるというところでございます。

また、この後期高齢者医療制度における高額療養費の自己負担限度額につきましては、各広域連合の条例等により裁量が認められるものではないというのが一番大きいと思います。高齢者の医療の確保に関する法律施行令により規定されているというものでございますから、政令改正後は国の基準どおりに実施せざるを得ないものというふうに認識しております。

また、高額療養費など今回の制度の見直しに伴います独自の対策についてでございますが、見直しにつきましては、国においてまさに審議中というところでございます。その中で、見直し等を前提に独自施策等をこの議会で議論するというのは、まだ詳細が固まっていない状況の中では適当ではないというふうに考えております。ですが、今後、広域連合予算等に変更が必要となるということになりましたら、議会の御意見もお聞きする中で適切に対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、当広域連合といたしましては、見直しを行う場合には、被保険者の実態を十分に把握し、影響が大きいと想定されます長期頻回受診者や低所得者等に配慮した制度設計となるように、また、責任を持って見直し内容の周知徹底などを図っていただきたいということを、全国協議会などを通じて申し上げてまいりたいと考えております。

そのほかの質問につきましては、副広域連合長から答弁を申し上げます。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺 隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺 隆君） 玉本議員の御質問にお答えいたします。

高額療養費制度見直しによる負担増の見込みについてでございますけれども、今回の見直しにつきましては、健康な方を含めた全ての世代の保険料負担の軽減を図る観点から検討されておりまして、国の試算によりますと、先ほど御紹介ありましたように、後期高齢者の保険料は加入者1人当たり年額1,100円の減額になると推計されております。また、具体的に負担が増額となる場合の事例でございますけれども、個別事例につきましては、制度が非常に複雑でございますので、様々なケースが考えられますことから、影響試算は困難でございますので、国におきましても影響総額が示されているところでございます。その中で、後期高齢者医療制度においては、給付費ベースでございますけれども、2,090億円と推計されているところでございます。

今回の見直しは、長期にわたって高額の医療を受けられるがん患者や難病患者の方などにとっては大きな負担増となりますことから、患者団体の状況をお聞きし、患者皆さんの負担を緩和する案を検討する旨の報道があったところでございますけれども、引き続き、国の審議状況などについて動向を注視してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、府民への周知についてでございますが、まずは国の責任におきまして見直し内容を周知される必要があるものと考えております。その上で、当広域連合といたしましても、被保険者の皆様に見直し内容が行き渡るよう、様々な媒体や機会を通じまして、府、市町村や関係機関とも連携を図りながら適切に対応していきたいと考えているところでございます。

次に、高齢者施設におけるマイナ保険証の管理についてでございますが、国が作成します福祉施設・支援団体の方向けのマニュアルにおきまして、施設におけるマイナンバーカードの管理方法等が示されておるところでございます。このマニュアルにもございますように、マイナンバーカードは様々な場面で利用できる本人確認書類でありますことから、大切なものとして適切な管理が求められているものと認識しているところでございます。しかしながら、御指摘のように、マイナ保険証の施設での管理ですとか診療時での資格確認の不便さ、あるいは緊急搬送時の確認方法などの課題もありますことから、マイナ保険証に代えまして代理申請も可能である資格確認書の交付ですとか、医療機関職員による目視による本人確認なども可能とされているところであります。

また、マイナ保険証保有者などへの周知についてでございますが、これまでから被保険者証や資格確認書発送時のチラシの同封ですとかコールセンターの設置などによりまして周知

を図ってきているところでございますが、マイナ保険証の利用率や制度に関する問合せ状況を見ましても、被保険者の皆さんが必ずしも制度を熟知されている状況にはないものと考えてございます。したがって、8月の保険証の更新時に向けて、資格情報のお知らせ送付時に制度周知のリーフレットを同封いたしますとともに、当初予算でお願いしておりますコールセンターの設置など、さらなる周知、問合せへの対応に努めまして、安心してマイナ保険証を利用いただけるよう努めていくこととしているところでございます。

次に、マイナ保険証を持っても利用されていない方の実人数の把握についてでございますが、現行のシステムでの把握は困難でございますが、国によりますと、推計ではございますが、マイナ保険証の利用登録をされている医療機関受診者に占めますマイナ保険証利用者の割合は、令和6年11月で46.1%とされているところでございます。

最後に、府内医療機関・薬局のオンライン資格確認の導入状況が100%となっていないことの影響についてでございますが、まず、全施設が導入されていないことにつきましては、光回線などネットワーク環境事情ですとか、改装工事中など特別な事情で経過措置対象となっている施設ですとか、紙レセプト対応の医療機関などの義務化対象外施設が含まれていることが大きな要因と考えてございます。これらの施設につきましては、モバイル端末などで資格確認のみを行う簡易な方法により実施することとされておりまして、大きな影響はないものと考えているところでございます。

いずれにしましても、被保険者の皆さんがいつでも安心して医療が受けられる制度となるよう、引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（下村あきら君） 玉本なるみ議員。

〔2番 玉本なるみ君登壇〕

○2番（玉本なるみ君） 引き続きまして、第2質問をさせていただきたいと思います。

1つ目の高額療養費制度の見直しについては、確かに今国会で議論中でありますので、どのような状況で落ち着くかはまだ不明です。ただし、検討されている内容を聞いておりますと、今でも軽減策は取られているわけですが、4回以上の長期にわたる方のところの配慮をとりわけ協議されているように思います。1回から3回まででも大変な負担になるということに鑑みて、広域連合としても高齢者の皆さんの負担の問題は注視して、対策が必要であると私は思っております。

厚生労働大臣が2月7日の記者会見で、1月23日の厚生労働省社会保障審議会の部会で示された資料において、自己負担額の引上げで医療費が5,300億円節約されると試算されている。

その内訳として、患者の自己負担分の増加分が3,060億円、受診抑制分が約2,270億円と示されたということでありました。このうち後期高齢者医療分がどの程度の影響になるかは、全体なので分かりませんが、医療費負担と受診抑制が起こり得るということは甚大な問題であると思います。後期高齢者医療広域連合としても、高額療養費制度の見直し、負担増大はやめるべきものであると私は強く国に求めていく必要があると考えております。最後にその御認識をお伺いしたいと思います。

2つ目の高齢者施設のマイナ保険証と資格確認書の取扱いについてですが、高齢者施設では、マイナ保険証や資格確認書の取扱いは、今でもそれぞれ違っております。緊急時の対応ももちろんそれぞれで検討はされているわけですが、マイナ保険証の取扱いがうまくいかず対応が遅れるというようなトラブルは絶対に起こってはなりません。入所者に対して資格確認書の発行を漏れなく行うということが、施設管理者の管理においても、また患者さん、利用者さんにおいても一番安心につながるとは思います。そのような取扱いはできないものなのでしょうか。

2つ目に、昨年12月2日に新規保険証の発行が中止となりましたが、今後の転機は、現行の保険証の有効期限が切れて8月から大変なことになると私は思っております。国民皆保険制度の下、保険料を納入し、保険証は送られてくることは当然だったということが国民的にも認知されていると思います。マイナ保険証の方は5年ごとの更新を自らが行わないといけないということになっております。更新のお知らせをして、更新をしない人には資格確認書を職権で送るというようなことも、国保なども含めて対応はされるようなことは説明も受けていますが、今後更新する人はどんどん増えてきます。また、5年もたつと更新手続きに行けなくなる方もあると思われます。保険証の在り方を複雑にしたマイナ保険証の導入は、これらのことから問題があったと考えます。府民や高齢者施設の事業者などが混乱しないためにも、制度はシンプルにすべきです。いまだにマイナ保険証を勧めるコマーシャルが先だってもラジオで流れておりましたが、制度上の問題を明らかにし、国に対しても改善を求めるべきだと私は思います。最後にこの御見解を求めて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺 隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺 隆君） 玉本議員に御質問にお答えいたします。

まず、高額療養費制度の見直しをやめるべきではないかという御質問でございますけれど

も、今回の高額療養費制度の見直しにつきましては、全世代の社会保障の問題がベースにございまして、現役世代の負担が非常に重くなっているという中で、一定保険料を減額することを目的として実施されるものというふうに考えておりまして、こういった全体のバランスの中でどう図っていくかという問題になってこようかというふうに思っております。

ただ、我々としましては、先ほど連合長がお答えさせていただきましたとおり、見直しを行う場合には被保険者の実態を十分に把握し、影響が大きいと想定される低所得者などに配慮した制度設計となること、それから責任を持って見直し内容の周知徹底を図るよう、国に対しては申し上げていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目でございますけれども、資格確認書を漏れなく施設入所者等に交付すべきではないかという御質問であったかというふうに思います。マイナ保険証をお持ちの方については、資格確認書というのは申請に基づいて交付するということになってございます。これは、電子資格確認ができない方に対して交付するんだということに法律上はなっておるわけございまして、その方がどういった方なのかというのは申請がないと分からないということでございますので、制度上は申請に基づいて交付をするということになっておるところでございます。御理解をいただければというふうに思っております。

それから、マイナ保険証制度の改善を求めるべきではないかということでございましたけれども、我々といたしましても改善すべき点についてはしっかりと国へ申してまいりたいというふうに考えてございますけれども、医療DXのところで、やはり今後はどうしてもマイナ保険証等が仕組みとしては必要になってくるのだろうというふうに考えてございます。ただ、先ほど申しましたように、改善すべき点については引き続き国のほうには申し上げていきたいというふうに考えてございます。

○議長（下村あきら君） 次に、質問の通告がありましたので、発言を許します。

質問時間は、再質問を合わせて20分以内となっておりますので、御協力お願いいたします。

巽悦子議員。

〔20番 巽悦子君登壇〕

○20番（巽悦子君） 久御山町議会選出の巽悦子と申します。

通告に従いまして一般質問を行います。

一般質問は2点あります。1点目は、全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）についてであります。2つ目は、毎回質問しているんですけれども、高額介護合算療養費の申請とその支給状況についてお尋ねいたします。

まず1点目ですが、全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）における本広域連合の取組について御質問いたします。

政府は、2023年、令和5年12月22日に全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）を閣議決定したと報じられています。内容は、2024年度に実施する取組、2028年度までに検討する取組、2040年頃を見据えた中長期的取組という3つの改革の時間軸に分け、働き方に中立的な社会保障制度等の構築、医療・介護制度の改革、地域共生社会の実現という3つの改革の柱を掲げた内容だとも言われております。

そこで、以下の点について質問いたします。

まず1点目です。全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）についての文中には、さらなる高齢化や超高齢社会、急速な少子化・人口減少とも明記されています。そこで、加速化プランの実施が完了する2028年度までに検討する取組として、医療提供体制改革の推進や医師偏在対策等のほかに、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方の検討を深めるとありますが、どのように検討を深めようとされているのか。その点をお尋ねいたします。

2点目は、高齢者の活躍促進や健康寿命の延伸等では、疾病予防等の取組の推進として、第4期医療費適正化計画（2024～2029年度）に基づき、保険者・医療関係者との方向性の共有・連携や、都道府県の責務や取り得る措置の明確化等の実効性向上のための体制構築を図りつつ、健康の保持の推進として、特定健診、特定保健指導や生活習慣病等の重症化予防の推進等に取り組むとともに、地域差がある医療の適正化の取組を推進するとしています。

そこで、2点お尋ねいたします。本広域連合として、医療の地域差についての認識をお尋ねいたします。2点目は、その地域差がある場合、今後の対応についてはどのように推進されていくのかお尋ねいたします。

次に、大きな2点目ですが、高額介護合算療養費の申請と支給についてお尋ねいたします。

2023年度（令和5年度）、2024年度（令和6年度）の支給状況について、以下の2点をお尋ねいたします。

まず1点目は、支給対象者へ通知されてはいるけれども、申請がない場合の対応はどのようにされていますか。2つ目は、支給対象者と実受給者の状況、その点についてお尋ねして1回目の質問を終わります。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺 隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺 隆君） 異議員の御質問にお答えいたします。

まず、国による後期高齢者医療制度の在り方の検討状況についてでございますけれども、現在、後期高齢者医療制度につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、都道府県ごとに区域内の全ての市町村が加入する広域連合を設け、その事務を処理することとされているところでございます。この現状の中で、全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋、いわゆる改革工程におきましては、後期高齢者医療制度について、都道府県のガバナンスを強化する観点から、その在り方の検討を深めるとされているところでございます。これは、制度の運営が、医療費適正化計画や地域医療構想の推進主体と、保険財政の運営主体とが切り離された形で運営される形となっており、ガバナンス機能を発揮すべき責任主体が曖昧となっていることが挙げられているところではございますけれども、いずれにしましても、国における議論がなされるところでございますので、引き続き注視してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、医療資源の地域格差に関する当広域連合の認識についてでございますが、いわゆる改革工程におきまして、医療資源の投入に地域差がある医療の適正化の取組については、都道府県において、第4期医療費適正化計画に基づき取り組むとされているところでございます。京都府におきましては、国の医療費適正化方針に基づき、令和6年3月に策定された第4期の京都府中期的な医療費の推移に関する見通しにおきまして、医療資源の投入に地域差がある医療については、患者の病態や生活背景、地域事情等はそれぞれ異なっており、画一的な取扱いとは適当ではないが、今後も患者の実情に応じた適切な治療が提供されることが重要であると示されているところでございます。

当広域連合といたしましては、医療の地域格差の一つは、医療資源が偏在していることによるものと認識しておりまして、解消に向けた取組や地域の実態を踏まえた支援が重要であると考えております。そのため、毎年、京都府に対しまして、医療資源の地域格差解消などを盛り込んだ要望書を提出いたしますとともに、市町村が実施します医療資源が限られた地域の保健事業に対して、国の財源を活用し、支援を行っているところでございます。

なお、1人当たり保険給付費で見ますと、不均一保険料の対象でございました府内平均より20%以上乖離している市町村は、制度創設時で7市町村ございましたけれども、令和元年度以降は1市町村に減少してきておりまして、保険給付費におきましては地域格差が縮小してきているところでございます。

次に、高額介護合算療養費の未申請者への対応についてでございますが、支給が見込まれ

る被保険者へ2回の勧奨を行いますとともに、毎年お送りするリーフレットやホームページによる制度の周知、さらには介護費にも関わりますことから、市町村におきましても周知がなされているものと承知いたしております。

次に、高額介護合算療養費の支給実績につきましては、令和5年度は3万2,350件、支給金額は4億5,483万9,000円となっております。令和6年度につきましては、現在集計途中でございます。支給対象者につきましては、令和5年度の支給実績があくまでその年度に支給した実績値でございまして、様々な対象年度の方が合わさった数値でございまして、ことごとく、おおむね令和6年度当初に時効を迎えた方で御説明いたしますと、勧奨件数3万5,113件中、未申請件数は約6%に当たります2,111件となっております。

なお、高額介護合算療養費につきましては、高額療養費と異なりまして毎回申請が必要でございまして、それが未申請数の多くなる要因でもありますことから、初回の申請をもって毎年の申請を不要とするよう、国におきましてシステムの改修が予定されておりました、本格運用が開始された後は、未申請件数が減少していくものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（下村あきら君） 巽悦子議員。

〔20番 巽悦子君登壇〕

○20番（巽悦子君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1点目の全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）ということら辺では、国の方向性を待ちますということですが、やっぱり私は、こういう新しい言葉が出てきたら住民の方も、要するに被保険者の方も、一体これは何やねんということをよく問われることがありまして、確かにホームページを見たらよろしいやんということになるかもしれないけれども、なかなかホームページを見て理解しようと思っても難しいというところがあります。そこで、こういった事柄を分かりやすく説明していただける、例えば地元の各市町村の担当課であるとか、コールセンターの話もありましたけれども、電話だときちんと話もできないということもあるし、やっぱり資料を見せてもらって、それからやってもらうというやり方が一番いいかと思います。確かにコールセンターは便利かもしれませんが、丁寧な説明をということでもありましたので、そういう考えが今後あるのかどうか、その辺のところもお尋ねしたいと思います。

それから、地域の医療が偏在しているということ、医療が全く厳しいところは今のところ1市町村であると思いますが、やっぱり一つの市町村であったとしても、被保険者は

平等に医療を受ける機会があるということを保障しなアカんと。それはもちろん、お医者さんも頑張っではいらっしやいますけれども、保険者としてそこは必要じゃないかなと思うんですけども、その辺の国の方向性も見てはると思うんですけども、京都府には言っていますということもありましたけれども、実際それが結局どうなったのかさっぱり私たち分かりません。そういう意味では、きちんと議員に知らせるとかでもいいですし、住民の質問があった方にはきちんと話ができるようにできるのかどうか、そのことをお尋ねしたいと思います。

それと、医療の全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）、これですね。実は子ども・子育て支援金制度、令和8年度から新たに創設しようということの方向性もありまして、ちょっと調べてみていたんですけども、ここには全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋を着実に進めることということで、子ども・子育て支援金制度の創設というのがあるんですけども、令和6年度、7年度の予算のところでは出産育児の支援の部分も保険料の中に含まれています。出産育児支援ですね。その支援金。今回の子ども・子育て支援金制度はまた別なものなのか。それとも、先ほど令和6年、7年度の保険料に組み込まれておりました出産育児支援になるのか。その辺のところをお尋ねしたいと思います。また、その費用等々はいつ頃分かるのか。そのことも併せてお尋ねして2回目の質問を終わります。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺 隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺 隆君） 異議員の御質問にお答えします。まず、制度の在り方の検討の内容を説明すべきではないかということですが、これは実は令和2年度ぐらいからこの問題は出ておりまして、その当時、国へも照会をしたところでもありますけれども、そのときは厚労省の方でもまだ内容は知らない、まだ検討が進められていないという状況でございました。そのときも資料については提供いただくようにお伝えしているところでございまして、現在ではまだ検討という段階には至っていないんじゃないのかなというふうに考えてございます。

それから、地域の偏在をなくすべきでないかということですが、保険者としてやるべきことはしっかりとやっていきたいというふうに考えてございますけれども、医療体制の問題というのは保険者の役割ではないというところがございますので、その部分については適切にお願いといいますか、対応の依頼をしていきたいというふうに考えておるところでございまして、これまでから、先ほども申しましたように、府に対しては要望等を毎年させて

いただいているというところでございます。

それから、子ども・子育ての関係でございますけれども、今回の質問通告にはございませんのでお答えするところではないのかなというふうに思っておりますが、引き続き情報については、我々のところに入ればお伝えしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（下村あきら君） 以上で一般質問を終結いたします。

◎承認第１号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第８、承認第１号、専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論を終結いたします。

それでは、承認第１号、専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）を表決に付します。

承認第１号、専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第１号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第９、議案第１号、京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論を終結いたします。

それでは、議案第１号、京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを表決に付します。

議案第１号、京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第10、議案第2号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論を終結いたします。

それでは、議案第2号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを表決に付します。

議案第2号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（下村あきら君） 挙手多数であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第11、議案第3号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論を終結いたします。

それでは、議案第3号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを表決に付します。

議案第3号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することにつきまして賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第12、議案第4号、京都府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、質疑の通告がありましたので、発言を許します。

質疑の時間は、再質疑を合わせて20分以内となっておりますので、御協力お願いいたします。

玉本なるみ議員。

〔2番 玉本なるみ君登壇〕

○2番（玉本なるみ君） 京都市選出の玉本なるみでございます。

条例改正の影響について質疑させていただきます。

刑法の一部を改正する法律の施行に伴っての懲役刑等を廃止し、拘禁刑を新たに創設することに伴って、京都府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部において規定整備を行うものでありますが、後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関して具体的にどのようなことが起こり得ると想定されるのか、もしくはこれまでも実際の事例があったのかを御質問したいと思います。

2つ目は、刑法等の一部を改正する法律について、本法は懲役及び禁錮を廃止し、それを一本化する拘禁刑を創設するものです。議案説明の際には、再犯が5割以上起こることを踏まえ、厳罰化することの説明があったと記憶していますが、1の具体的な事例または想定される事例に対して、拘禁刑による厳罰化による効果があるとお考えかお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺 隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺 隆君） 玉本議員の御質問にお答えいたします。

まず、本条例改正による影響についてでございますが、個人情報の保護に関する法律施行条例につきましては、当広域連合の職員または職員であった者あるいは個人情報の取扱いを伴う事務を受託していた者が、正当な理由がないのに、広域連合が保有する個人情報を第三者に提供した場合などに罰則規定を設けているものでございまして、この罰則規定にあります懲役を拘禁刑に改めるものでございます。また、情報公開・個人情報保護審査会条例につきましては、審査会の委員または委員であった者が職務上知り得た秘密を漏らした場合の罰則規定でございまして懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

したがって、今回の改正はあくまで刑法等の一部改正に伴う規定整備でございますことから、当広域連合の個人情報の保護そのものに影響を与えるものではございませんし、これらの刑事罰が適用された事案というのは、当広域連合ではこれまでございません。

次に、拘禁刑が創設されたことによる効果についてでございますが、法改正に至った背景といたしまして、刑法犯の5割近くを再犯者が占めるとされる中、罪を犯した者の改善更生及び再犯防止を図ることが重要とされたことなどから拘禁刑が創設されたと聞き及んでいるところでございます。

本条例における効果につきましては、前例もございませんので、なかなか推しはかることも困難ではございますけれども、一般的には、法の施行の後、実際に拘禁刑の執行を担う刑務所などの刑事施設におきまして、法改正の趣旨に沿った受刑者の改善更生及び再犯防止が図られていくものと認識しているところでございます。

○議長（下村あきら君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

玉本なるみ議員。

〔2番 玉本なるみ君登壇〕

○2番（玉本なるみ君） 京都市会選出の玉本なるみです。

私は、京都府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の態度を表明しておりますので、その理由を述べ討論いたします。

質疑でも御説明があったとおり、後期高齢者医療広域連合として対象となる事案はこれまでもなく、今後も可能性は私は低いと考えております。ただ、刑法等の改正及び条例改正の趣旨としては、懲役及び禁錮を廃止し、それを一本化する拘禁刑を創設するもので、厳罰化

を求める内容となっています。前の法では、懲役については作業を義務づけていますが、禁錮については作業を義務づけていません。ところが、2022年6月に成立した刑法等の一部改正では、刑の内容として、全ての受刑者に対して作業と指導を義務づけています。日本における作業の強制に対して、国連社会権規約委員会より、矯正の手段及び刑としての強制労働を廃止し、関係規定を修正、廃棄するよう勧告されています。つまり、再犯が多いことなどを理由に厳罰化することが再犯を防げるというものではないと考えます。ましてや後期高齢者医療広域連合個人情報の保護においても厳罰化を記載する必要は認められません。よって、本条例改正には反対する態度を表明しております。

以上で討論を終わります。

○議長（下村あきら君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、議案第4号、京都府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例の制定についてを表決に付します。

議案第4号、京都府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することにつきまして賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手多数であります。

よって、本件は可決されました。

ここで休憩を取りたいと思っております。

ただいま午後2時55分です。10分間の休憩を取りますので、午後3時5分再開いたします。

それでは、休憩に入ります。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時05分

○議長（下村あきら君） ただいまから会議を再開いたします。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第13、議案第5号、令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）につきましては、質疑の通告がありましたので、発言を許します。

質疑の時間は、再質疑を合わせて20分以内となっておりますので、御協力を願います。

巽悦子議員。

〔20番 巽悦子君登壇〕

○20番（巽悦子君） 久御山町議会選出の巽悦子でございます。

議案第5号、令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）につきまして、次の2点を質疑したいと思います。

まず、歳入の款7の諸収入の雑入であります。長寿健康増進事業費補助金返還金231万5,000円の内訳とその理由です。

2点目は歳出ですけれども、総務費の総務管理費、その中の業務管理費、役務費の1,559万円については2点あります。まず1点目はテスト環境での通信料の増。それから、円安の影響とはどういうことでしょうか。

2つには、節の負担金補助及び交付金、事務経費補助金（マイナー一体化推進経費・保険料改定周知広報経費）684万5,000円の内訳です。印刷委託の相手先、またその委託料、そして発送経費、対象者数も含めて答弁をお願いしたいと思います。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺 隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺 隆君） 巽議員の御質問にお答えいたします。

まず、長寿健康増進事業費補助金返還金についてでございますけれども、これは令和5年度に市町村が実施された健康教育・相談事業や医療資源が限られた地域の保健事業などの経費に対しまして広域連合が概算で交付した補助金の精算に伴う返還金でございます。内訳でございますけれども、医療資源が限られた地域の保健事業、これは肺炎球菌ワクチンの補助で、これが141万6,000円、はり・きゅう・マッサージ施術費の費用助成が81万8,000円、特定健診の追加項目が8万1,000円となっております。この返還金231万5,000円の内容についてでございますが、補助金の交付後、対象者数が増えた等の理由により、超過分の補助

金を返還していただくものでございます。

次に、クラウド利用料についてでございますが、先ほど役務費1,559万とありましたけれども、このうちクラウド利用料につきましては1,019万円でございます。まず、テスト環境で通信料が増えた要因でございますが、クラウドにテスト用の被保険者の全情報を保持した際に、国が準備したシステムの利用環境に一時的に不備がございまして、テスト完了までの時間を要したことなどによるものでございます。これはテスト環境の中に想定以上に情報を保有した時間が長かったということによるものでございます。また、クラウド利用料につきましては、今回、国が指定するアメリカアマゾン社のクラウドを利用しますことから、利用料が為替の影響を受けるものでございまして、当初の見込みでは1ドル150円を見込んでおりましたけれども、実際には年間を通じまして円安基調でございまして、平均すると1ドル155円前後で推移しましたことから、経費が増加したものでございます。

次に、事務経費補助金684万5,000円でございますけれども、各市町村が実施しましたマイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進に係る経費、これが356万6,000円、それから保険料改定に伴う周知広報経費が327万6,000円でございます。各市町村へ補助を行うものでございます。これは全額国費で対応することとなっております。

内容でございますけれども、マイナンバー関連としまして、資格確認書の暫定運用によりまして、資格情報のお知らせの送付対象者、これはマイナ保険証を持たれている方でございますけれども、この方にも資格確認書を送付するという事になったことによりまして、郵送料の掛かり増し経費、書留で8,000人分を想定しておりますことによるものでございます。また、保険料改定周知広報関連といたしまして、保険料決定通知の送付時に保険料改定に影響した制度改正に関するリーフレットを同封したことによる郵送料などの掛かり増し経費分でございます。全被保険者分となっております。

以上でございます。

○議長（下村あきら君） 異悦子議員。

〔20番 異悦子君登壇〕

○20番（異悦子君） それでは、2回目の質疑を行います。

まず1点目の、ちょっと分かりにくかったんですけれども、長寿健康増進事業費補助金返還金のこれは医療状況が悪い、要するに参加者が少なかったということだけなんですか。いろいろと事情が、医療資源の話をされていまして、そのあたりのことが分かりにくかったので、もう少し詳しく、なぜ返還されたのかというところ辺をお尋ねいたします。

それから、2点目のところのテスト環境での通信料の増ということですが、システムテスト環境の想像以上にありましたということで、これは実際テストだからよかったものという言い方はあれですが、実際のところになった場合は、その辺は大丈夫なのかしらというふうに疑問に思ってしまうんですが、そのところはいかがでしょう。この2点をお尋ねして質疑を終わります。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺 隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺 隆君） 巽議員の御質問にお答えいたします。

まず、長寿健康増進事業費返還金の関係でございますけれども、これは、この中に幾つか事業がございますので、事業名を御説明させていただいたものでございまして、理由は、当初想定していた対象人数が減少したということによるものでございます。

それから、システムの関係でございますけれども、これはテストにおいて国の仕様等が問題があつて発生したという事案でございまして、本番におきましては、現段階においても何回もテストを実施して本番に至るということにしておりますので、本番においては問題がないというふうに理解いたしております。

○議長（下村あきら君） 以上で質疑を終結いたします。

本件につきましては、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

それでは、議案第5号、令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を表決に付します。

議案第5号、令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第14、議案第6号、令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑の通告がありましたので、

発言を許します。

質疑の時間は、再質疑を合わせて20分以内となっておりますので、御協力をお願いいたします。

巽悦子議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） 久御山町議会選出の巽悦子でございます。

通告に従いまして、議案第6号、令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして質疑いたします。

質疑は歳出に関する2点であります。

まず1点目ですけれども、特別高額医療費共同事業拠出金の特別高額医療費共同事業拠出金の補正額2,513万5,000円についてですが、参考資料によりましたら全国的な高額レセプトの増加によるとのことではありますが、その高額レセプトについて、前年度比なども含め説明をお願いしたいと思います。

2点目は、歳出の款ですけれども、保健事業費、健康保持増進事業費の保健事業・介護予防等一体的実施推進事業予算の3億9,180万円の減額補正の理由について、各自治体の状況も含めて説明をお願いしたいと思います。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺 隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺 隆君） 巽議員の御質問にお答えいたします。

特別高額医療費共同事業についてでございますが、広域連合におきまして、400万円以上の著しく高額な医療費が発生した際の財政への影響を緩和するため、発生しました高額医療費を各広域連合が拠出金として共同負担することにより、リスクの分散や広域連合の財政負担の軽減を行うことを目的とする制度でございます。

このたび、実施主体でございます国民健康保険中央会から、特別高額医療費の対象件数が全国的に増加していることに伴いまして、拠出金額の増額要請がございましたので、2,513万5,000円の補正をお願いするものでございます。

なお、京都府内における対象レセプト件数と金額でございますけれども、令和5年度が815件、約49億4,000万円、令和6年度時点でございますけれども、799件、約51億円となっております。京都府の高額レセプトの事例といたしましては、リンパ腫や骨髄腫に対する点

滴などが挙げられるところでございます。

次に、保健事業・介護予防等一体的実施推進事業予算の減額補正の理由についてでございますが、これまでから御説明させていただいておりますとおり、当初予算は保険料算定時に2か年分を積算しておりますけれども、各市町村の事業を踏まえた予定額をお聞きした上で、国費が最大限活用できるよう国の交付基準額を勘案し、予算計上させていただいております。

一方で、事業の実施に際しましては、各市町村において、地域の健康課題の把握や事業対象者の抽出を行い、そのときの地域の実情に合った必要な事業による事業計画が策定されておりまして、その必要となる金額を改めて市町村から報告いただきましたことから、その額に基づき、今回、補正をお願いするものでございます。

市町村別で見ますと、多くの自治体が、日常生活圏域数により交付額が決まります「地域を担当する医療専門職」の人件費に関しまして、事業の実施に際し、国の交付基準額の上限ほど必要としなかったことが主な理由でございまして、最も減額幅が大きかったのは、日常生活圏域が最も多い京都市となっております。

以上でございます。

○議長（下村あきら君） 巽悦子議員。

〔20番 巽悦子君登壇〕

○20番（巽悦子君） それでは、2回目の質疑を行います。

まず1点目の拠出金の補正の2,513万5,000円なんですけれども、令和5年度は府下では815件ということで、令和6年度は799件ということなんですけれども、この金額的なだけじゃなくて、例えば久御山町でいえば職員の数も少ないというのもあったりするんですけれども、そういうことで減額の状況にもなっていないのかなと思ったりもするんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。高額レセプトの増加によるということなんですけれども、実際そういうことも含めた中でのことはないのかどうか。すみません、私間違っていました。今言ったのは2つ目の健康保持増進事業でした。改めて言います。まず1点目のところは、中央会のところから令和5年度は815件、令和6年度799件ということでありまして、全国的な高額レセプトであるけれども、本広域連合でいったら、令和5年度と6年度を比較したら少なくなっているけれども、金額は増えているということなんでしょうか。件数は、私の控えが間違っていたらですけども、そのところはもう一度説明をお願いしたいと思います。

それから2つ目、先ほど間違えましたけれども、保健事業の減額補正なんですけれども、

減額の一番大幅なところは京都市とおっしゃいましたけれども、実際のところ全体を見て、前年度比で、京都市以外の自治体でも、例えばだんだん少なくなっている。減額をせざるを得なかったとかそういうふうな、3億9,180万ってかなり大きな費用だと思うんですけども、その辺はどういうふうになっているのか、その説明をお願いしまして2回目の質疑を終わります。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺 隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺 隆君） 異議員の御質問にお答えします。

まず、共同事業拠出金の関係でございますけれども、御質問のとおり、5年度につきましては815件、49億4,000万円、6年度については799件、51億円ということで、5年度と比べまして6年度は件数的には減っておりますけれども、金額は上昇しているという状況でございます。

それから、一体化事業の減額の関係でございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、当初予算につきましては2か年分、保険料算定のときに算定しているということでございますけれども、最大限国費が獲得できるよう、限度額いっぱい金額を計上させていただいているということでございまして、先ほど申しました地域担当分の人件費で申しますと、1圏域当たり350万円で、これは上限となっておりますので、この金額で算定させていただいているというところでございます。ただ、実際、どういった方がその事業に当たられるかというのは各市町村によって様々でございまして、例えば委託をされるとか、あるいはおられる職員さんが対応されるとか、あるいは人を外部から雇ってこられるとか、様々なケースでございますので、そういう様々なケースによりまして上限の350万円には至らないところが多かったというところでございます。

以上でございます。

○議長（下村あきら君） 以上で質疑を終結いたします。

本件につきましては、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

それでは、議案第6号、令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を表決に付します。

議案第6号、令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することにつきまして賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第15、議案第7号、令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、質疑の通告がありましたので、発言を許します。

質疑の時間は、再質疑を合わせて20分以内となっておりますので、御協力願います。

巽悦子議員。

〔20番 巽悦子君登壇〕

○20番（巽悦子君） 久御山町議会選出の巽悦子でございます。

通告に従いまして、議案第7号、令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきまして質疑をいたします。

まず、歳入についてであります。歳入は大きく次の2点をします。

まず、款の国庫支出金で国庫補助金、総務費国庫補助金、特別調整交付金は、2025年度（令和7年度）当初予算で2億1,410万9,000円が、前年度比で3,239万円減額し2億1,410万9,000円でありますけれども、その減額の理由は何でしょうか。

2点目は、款2総務費、項1の総務管理費、目の業務管理費は、市町村への分賦金の1億4,000万円増額とし、ランニングコストの増加の理由は、標準システムの本格稼働に伴う増額との説明でありました。つまり、本格稼働におけるクラウド利用料、システム保守、システム機器リース、その他の各事業の総額であります。

そこで、まず1点目、その他事業とは何の事業ででしょうか。

2点目は、令和6年度分と比較し、各事業について増額の内訳はどのようになっていますか。

3点目は、新年度予算の市町村への分賦金の加算についてであります。標準システム本格稼働に伴うランニングコストの財源は市町村分の分賦金についての各市町村に対して意見聴取は済んでいるのでしょうか、どうでしょうか。各市町村から出された意見はどのような意見があったのでしょうか。その答弁を求めまして1回目の質疑を終わります。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺 隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺 隆君） 異議員の御質問にお答えいたします。

まず、特別調整交付金が前年度に比べまして減額した理由でございますけれども、主に機器更改業務に係ります掛かり増し費用、これは電算機器類のリース料でございますけれども、これが3,850万1,000円の皆減となったことによるものでございます。

次に、新標準システムの本格稼働に伴いますランニングコストについてでございますが、まず、クラウド利用料など以外のその他の内容でございますが、医療機関向け中間サーバー等の運営負担金のほか、クラウド集約機関の運営負担金、クラウドへの専用回線のネットワーク利用料といった経費などが含まれているところでございます。

次に、令和6年度当初予算との比較でございますが、クラウド利用料の3,000万円の増は、テスト利用から本格稼働に伴うことによるものでございます。システム保守の6,000万円の増は、需要増に伴うシステムエンジニアなどの人件費の上昇や、クラウド化初年度に当たりますことから、臨時対応に要する費用などによるものでございます。また、システム機器リースの4,000万円の減は、先ほどお答えいたしました掛かり増し経費の皆減によるものでございまして、また、その他につきましては、本格稼働に伴います増でございます。

また、ランニングコストに伴う分賦金の増額につきましては、この間、各市町村の後期高齢者医療を所管する担当課長会議の場で説明してきておりますけれども、特に分賦金の増額に対する御意見はいただいておりますことから、一定御理解をいただいているものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（下村あきら君） 異悦子議員。

〔20番 異 悦子君登壇〕

○20番（異 悦子君） それでは、2回目の質疑をいたします。

中間サーバーの主にそういう内容であったその他の影響額のところですが、標準システムの本格稼働に伴うランニングコストの財源ということの分賦金とかお聞きしましたが、テストから本格稼働になるに当たって、費用は増額しましたが、機械のことです。ありますから、何かのときには何があるのかなという心配もしたりするんですが、そのようなところはもう完全に大丈夫ということでしょうか。ちょっとテストのときにはすぐ対応できる、もちろん業者もいらっしゃる、入札もされていると思うんですが、その辺のところはシステム保守として、またシステム機器リースというところでは、総額は

分かるんですけども、さっき3,000万と言わはったかな、そのところをもう少し。実際やってみたらなかなか、広域化ですから、どこかが駄目になったらどこかも駄目になるということが電算のところはないのかどうか。そこは、私は素人ですから分かりませんが、そういうところは大丈夫なんだろうか。そのところをお聞きして2回目の質疑を終わります。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺 隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺 隆君） 異議員の御質問にお答えします。

クラウド化に伴います懸念の御心配の関係でございますけれども、現在、構築作業をしております、万全を期してテストを重ねておるところでございます、特段大きな問題はないというふうに考えておるところでございます。ただ、先ほど申しましたように初年度でございますので、どういったことが起こるか分からないということもございまして、システム保守には一定の金額を見越して予算を計上させていただいているというところでございます。

○議長（下村あきら君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

異悦子議員。

〔20番 異 悦子君登壇〕

○20番（異 悦子君） 久御山町議会選出の異悦子でございます。

通告に従いまして、ただいま議題となっております議案第7号、令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきまして、反対の立場から討論いたします。

まず、反対理由の第一は、新標準システム本格稼働に伴う費用を、令和6年度から増額した令和7年度予算1億4,000万円を分賦金として26市町村が負担することであります。この費用というのは、結局のところ後期高齢者医療保険の広域化に伴う機器更改でありまして、機器を買い換える、そういうことであって認められません。

反対理由の第二は、市町村に委託する長寿健康増進事業費補助金を増額し、被保険者健康診査に聴力検査と脳ドックを追加、早期発見、早期治療で被保険者健康増進に結びつけることが必要であると考えからであります。

以上で討論を終わります。

○議長（下村あきら君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、議案第7号、令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算を表決に付します。

議案第7号、令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算を原案のとおり可決することにつきまして賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手多数であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第16、議案第8号、令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、質疑の通告がありましたので、通告順に発言を許します。

質疑の時間は、再質疑を合わせて20分以内となっておりますので、御協力願います。

平林智江美議員。

〔16番 平林智江美君登壇〕

○16番（平林智江美君） 京丹後市選出の平林です。

議案第8号への質疑を行わせていただきます。

まず、保険給付についてですけれども、医療費の増加ということを言われました。増加の理由としては、被保険者数、対前年比3.1%増えている。また、1人当たりの医療給付費が前年比で1.23%増という説明でした。医療給付費が増えるということになりますと、市町村への支出金への影響が出てくるわけです。1人当たりの医療給付は府内の自治体によって違いますが、保険料は府内全域で均一課税となっていて久しいです。医療費についていえば、京都市内では多くの病院があり、病院にかかりやすい状況になっていますが、丹後では医師不足でなかなか病院にかかれません。しかも、後期高齢者の方々の生活は今大変厳しいものがあります。保険料が高いという声をよく聞かせていただきます。府民の命と暮らしを守るために、不均一課税に戻すべきではないかと提案させていただきます。

続きまして、保健事業費について、全市町村での取組になっているかどうかという点についてお尋ねします。内容をつかんでいらっしゃるのかということです。健康診査事業の実施

状況について、令和3年、4年、5年度の実施状況の報告一覧を頂きました。各自治体によって受診率はまちまちであります。例えば、令和5年度、京都市は15.1%、京丹後市は17.5%、向日市では46.9%という、この差がついております。健康診査をするということによって病気の早期発見になり医療費を抑えることになるのではないかと考えます。広域連合としては各自治体へのしっかりと健康診査すべきだというような訴えをどのようにされているのか。各自治体の予算によって変わってくるのか。全市町村でしっかりと実施すべきではないか。また、先ほど言いました向日市では大変受診率が高いんですけども、こういった受診率が高い自治体にどう学ぶべきかというあたりについてはどのような対応をされているのか質問させていただきます。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺 隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺 隆君） 平林議員の御質問にお答えします。

少し通告内容と違うところがございますので、できる限りお答えさせていただきたいというふうに思いますけれども、医療給付費や保健事業費などの特別会計に係ります令和7年度予算につきましては、令和6年度、7年度が対象となります第9期保険料算定において見込んだ医療給付費等をベースに予算編成しているところでございます。

まず、医療給付費につきましては、第9期保険料算定においては、京都府広域連合全体の令和5年度の医療給付費の見込みに、国が提示いたします伸び率等の係数を乗じる形で広域連合全体の2か年度の医療給付費の見込額を算出しておりまして、個別の市町村ごとの医療給付費の見込みは特に算定しておりません。

その中で、不均一課税というお話がございましたけれども、不均一課税については法律で定められておりまして、当初、25年度までの限定のものであったというふうに理解しておりまして、現状は法律がそのようになっておりませんので、我々のほうで対応するということはできないというふうに考えておるところでございます。

次に、保健事業費における実施市町村の状況についてでございますが、まず、健康診査や人間ドックにつきましては、市町村が実施する事業に対して、広域連合がその経費を補助する形を取っておりまして、これまでから府内全26市町村に対して補助金を交付してございます。

また、保健事業と介護予防等の一体的実施につきましては、広域連合から市町村への委託事業として令和2年度から事業を開始しておりまして、昨年10月に全市町村での実施を達成

したところでございます。保健事業の令和7年度の予算におきましても、令和5年度当時の実績や今後の事業予定などをお聞きし、国の交付基準なども参考に、市町村ごとに2か年分を見込んでいるものでございます。

なお、健康診査等の状況につきましては、様々な地域的な要因があるというふうに理解しております。その中で、各市町村におきまして優れた取組につきましては横展開すべく、各市町村に情報を提供させていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（下村あきら君） 次に、質疑の通告がありましたので、発言を許します。

質疑の時間は、再質疑を合わせて20分以内となっておりますので、御協力願います。

巽悦子議員。

〔20番 巽悦子君登壇〕

○20番（巽悦子君） 久御山町議会選出の巽悦子でございます。

通告に従いまして、議案第8号、令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきまして質疑を行います。

質疑は1点であります。まず歳出の保険給付費、療養給付費についてであります。当初予算額は4,102億5,702万4,000円であります。内訳は、療養給付費4,029億5,687万8,000円、訪問看護療養費は61億3,810万3,000円、移送費は30万円、審査支払手数料は11億6,174万3,000円であり、移送費以外は全て前年度比で179億7,825万円の増額予算となっています。以上の財源は、地方債ゼロ円、一般財源が464億7,726万3,000円ですが、他の財源である国庫支出金、府支出金とその他については明記されていなかったもので、それぞれの金額とその説明を求めます。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺 隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺 隆君） 巽議員の御質問にお答えします。

療養諸費の財源についてでございますが、明示がなかったというふうに御質問ございましたけれども、国と府の支出金は合算で表示されておりますけれども、その他については明示しておりますので、御覧いただきたいというふうに思いますが、まず、国・府支出金1,673億1,262万9,000円の内訳でございますが、国庫支出金が1,315億2,406万1,000円、府支出金が357億8,856万8,000円でございます。国庫支出金は、定率国庫負担金が1,000億2,847万9,000

円、調整交付金が314億9,558万2,000円となっております。府支出金は、定率の府負担金が353億7,463万1,000円、財政安定化基金交付金が4億1,393万7,000円となっております。また、その他の財源でございますけれども、その他の財源1,964億6,713万2,000円の内訳でございますが、定率の市町村負担金が323億2,692万3,000円、支払基金交付金が1,633億136万5,000円、特別高額医療費共同事業交付金が4億5,210万8,000円、第三者納付金が3億5,386万1,000円、返納金が3,287万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（下村あきら君） 巽悦子議員。

〔20番 巽悦子君登壇〕

○20番（巽悦子君） それでは、2回目の質疑をいたします。

2点あるんですけれども、1点目は国の調整交付金です。調整交付金の使途というか、申請してから国のほうである程度決定があったと思うんですけれども、そこはどのようなふうになんかそれを歳出として使っていくのかというのを質問したいと思います。

それから、財政安定化基金の話もございましたけれども、それは結局京都府に預けていた分ですかね。財政安定化基金の今年度予定としてはどのようなものに使おうとされているのか、改めてお尋ねしたいと思います。

以上2点お聞きします。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺隆君） 巽議員の御質問にお答えします。

まず、調整交付金でございますけれども、これは保険給付費の財源が決まっております、公費負担が4割というふうになっているんですけれども、国庫の中身が定率の負担金、これが12分の3、それから調整交付金が12分の1と定められてございます。なお、都道府県負担分については同じように12分の1、それから市町村負担金については12分の1と定められているところでございます。

それから、財政安定化基金についてでございますけれども、これは保険料算定のときに、保険料をできるだけ低く抑えるということで臨時的に使えるということになっておりまして、その財政安定化基金、これは2か年で分けて交付いただいている分でございますけれども、その1か年分を計上させていただいているというものでございます。

○議長（下村あきら君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

巽悦子議員。

〔20番 巽悦子君登壇〕

○20番（巽悦子君） 巽悦子でございます。

通告に従いまして、ただいま議題となっています議案第8号、令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきまして、反対の立場から討論いたします。

反対理由の第1は、昨年度保険料を引き上げたものですから非常に負担が増えているため、引下げを求めるためであります。また、先ほども質疑がございましたけれども、不均一保険料に戻すこと、このことも求めておきたいと思います。年金の削減、物価高騰で被保険者は毎日の生活費の負担が大きく、さらに昨年引き上げられました保険料の支払いだけでも大変との声があります。そして、手術で入院、その後のリハビリなどが続き、病院への支払いが苦しいと訴えてこられた方もおられます。安心して生活ができる、体調が不安なときにちゅうちょせず治療が受けられる、そんな制度にしなければならないと思います。年金で暮らす被保険者への支援として、26構成市町村に状況を伝え、保険料を引き下げをを求めるものであります。

反対理由の第2は、医療デジタルトランスフォーメーション推進体制整備加算、医療情報取得加算などで、国はマイナ保険証の取得をさらに進めようとしていることは認められません。

反対理由の第3は、一般質問でも述べましたが、国が進める全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）では、高額療養費の限度額の引上げ、さらには医療デジタルトランスフォーメーション推進体制整備加算の新設、令和8年度には子ども・子育て支援金制度を創設して、医療保険の保険料と合わせて支払うことになりそうであります。そうなれば、ますます被保険者の負担が増えることになります。社会保障は国と地方自治体で行うことを改めて述べて、討論を終わりたいと思います。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺 隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺 隆君） すみません、先ほど巽議員のところでの答弁で誤りがありましたので訂正させていただきます。

先ほど公費分について4割と申し上げましたけれども、5割の間違いでございます。訂正

させていただきます。

○議長（下村あきら君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、議案第8号、令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を表決に付します。

議案第8号、令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり可決することにつきまして賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手多数であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第17、議案第9号、京都府後期高齢者医療広域連合広域計画（第5次）の変更についてにつきましては、質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論の通告がありましたので、発言を許します。

玉本なるみ議員。

〔2番 玉本なるみ君登壇〕

○2番（玉本なるみ君） 京都市会選出の玉本なるみです。

私は、議案第9号、京都府後期高齢者医療広域連合広域計画（第5次）の変更について、反対を表明しておりますので、その理由を述べ討論いたします。

今回の計画の変更は、昨年2月に第5次計画策定の議論の際には、被保険者証はまだ存在しており、昨年12月2日に保険証の廃止となったことを受けての変更であります。被保険者証を削除し、その代わりとなる資格確認書等という文言修正というわけですが、被保険者証を廃止すること自体が重大な問題であります。一般質問でも質問したとおり、マイナ保険証の導入は被保険者や医療現場に混乱を招いております。そもそも国が全ての国民にマイナンバーカードを取得させ、保険証を紐付けさせようとしたことに無理があったと言えます。マイナンバーカードの取得のために保険証を廃止するまでの強硬なやり方でしたわけですが、全ての国民がマイナ保険証を取得することにはならない中で、健康保険証と同様の役割を担

う資格確認書を発行することになりました。当初は申請制とする案であったわけですが、被保険者に資格確認書が渡らない事態が起こり得ることを問題視され、マイナ保険証を取得していない人には職権で保険者から資格確認書を送付することにしたのは当然であります。マイナ保険証のトラブルも解決しない状況で、国民や医療機関においてもメリットよりデメリットが大きいことは明らかです。マイナ保険証取得者と資格確認書と、国民を2つに分けるのではなく、資格確認書を全ての被保険者に送ることが、医療を受ける権利の保障となります。さらに、資格確認書ではなく保険証として元に戻し、制度を複雑にしないことも求められます。

以上のことより、保険証を廃止することが前提となっている計画への修正は賛成することはできません。

以上で反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（下村あきら君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、議案第9号、京都府後期高齢者医療広域連合広域計画（第5次）の変更についてを表決に付します。

議案第9号、京都府後期高齢者医療広域連合広域計画（第5次）の変更についてを原案のとおり可決することにつきまして賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手多数であります。

よって、本件は可決されました。

◎請願第1号及び請願第2号の一括上程、説明

○議長（下村あきら君） 日程第18、請願第1号、京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引き下げなど、制度の改善と国への意見書を求める請願書及び請願第2号、国に従来の後期高齢者医療被保険者証の交付を求める請願書を一括議題といたします。

なお、本件は、紹介議員からの一括説明の後、請願案件ごとに質疑、討論、表決を行うことといたします。

それでは、紹介議員からの趣旨説明を求めます。

玉本なるみ議員。

〔2番 玉本なるみ君登壇〕

○2番（玉本なるみ君） 紹介議員の京都市会選出の玉本なるみでございます。

まず、請願第1号の趣旨説明を行います。京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引き下げなど、制度の改善と国への意見書を求める請願書です。

本請願は、京都社会保障推進協議会議長、渡邊賢治さんからものです。本来ならば、請願者自らが請願の趣旨を述べていただくことが最善であると思いますが、残念ながら、当広域連合議会においては合意が取れていないため、私、紹介議員より趣旨説明をさせていただきます。

請願第1号に関しましては、請願の趣旨として4項目挙げておられます。1番は、京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担を引き下げること。2つ目は窓口負担の減免制度、傷病手当金制度の新設・拡充をすること。3つ目は、後期高齢者が健康で自分らしい生活を維持できるように、健康診査項目の充実、健康補助制度の新設・拡充を行うこと。4つ目には、国に対して後期高齢者の窓口負担・保険料の引下げを求める意見書、補聴器購入助成制度の実現を求める意見書を提出してほしいというものであります。

請願の理由は、高齢者の暮らしが今、異常な物価高騰と実質的な減額となっている年金で厳しい生活を余儀なくされていることがまず根底にあります。年金だけでは生活できないために、高齢者の就労は2023年までに318万人増えているということです。特に女性の低年金は、10万円以下が1,738万人、5万円以下が492万人もおられます。

2022年10月から一定所得以上の後期高齢者の窓口負担割合を2割負担としました。段階的な保険料引上げがあったわけですが、今年9月にはいわゆる配慮措置も終了します。また、特定健診や保健指導が健康年齢を引き上げ、医療費の抑制にも効果があることが厚生労働省の調査でも明らかになっています。生活習慣病の発症や重症化を未然に防ぐために、健診項目の拡充、脳ドックなどへの補助金拡充が今必要です。

さらに、最後に、加齢性難聴の方への補聴器購入の公的補助制度が必要であることが請願の理由であります。

2つ目の請願についても趣旨説明を行います。この請願も第1号と同じ、京都社会保障推進協議会議長、渡邊賢治さんによるものです。

請願の趣旨は、国に対し、従来の後期高齢者医療被保険者証を交付することを求める意見書を提出してほしいということ。2つ目には、京都府後期高齢者医療広域連合として、国が従来の被保険者証の交付を決定するまで資格確認書を全ての被保険者に送付することであり

ます。

請願の理由は、説明資料にも書かれているとおりであります。今年度以降も国が現行の被保険者証の復活を決定するまで資格確認書を全ての被保険者に送付することを強く求められていることも重ねて御説明いたしまして、紹介議員からの提案とさせていただきます。

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第19、請願第1号、京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引き下げなど、制度の改善と国への意見書を求める請願書につきましては、質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

巽悦子議員。

〔20番 巽悦子君登壇〕

○20番（巽悦子君） 巽悦子でございます。

通告に従いまして、ただいま議題となっています請願第1号、京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引き下げなど、制度の改善と国への意見書を求める請願書につきまして、賛成の立場から討論を行います。

本請願は、請願趣旨の4項目であります。1つ目は、保険料及び窓口負担を引き下げること、2番目には広域連合独自の保険料の減免及び傷病手当金制度の新設をすること、3番目には健康診査項目の拡充をすること、4番目は国に窓口負担と保険料の引下げを求める意見書及び補聴器購入助成の国の制度を創設するようという意見書の提出であります。

これらの4項目は、請願理由でも明確にされていますけれども、高齢者の暮らしが、昨今の異常な物価高と実質的には減額となる年金が毎日の生活に大きな影響を及ぼしており、生活が苦しくて治療が必要なのに治療ができない状態が日常化しているのです。さらに、加齢性難聴の事例としましては、久御山町の高齢の男性が買物に行ったところ、難聴のため聞き間違えて余分に注文をしてしまい、支払いを倍以上に払ったこと、そのことを後で悔やんでおられました。しかし、補聴器を買うにも高くて買えない。これが実態だと言っておられます。そのため、近所の方との会話も遠慮して参加しないようにされているという状態であり

ます。

そこで、高齢者の医療の確保に関する法律には、第1条の目的では、高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずることや、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることとしております。また、2条の基本理念の第2項では、高齢期における健康の保持を図るための適切な保健サービスを受ける機会を与えられるものとしています。3条の国の責務では、第1条に規定する目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しなければならないとあります。

高齢者の医療の確保に関する法律にはこのように国の責務が明記されているにもかかわらず、昨今、国のほうは全世代で社会保障を支えることとか、社会保障は全世代で支えているということを明記しております。全世代型社会保障構築会議報告書（2022年12月16日）に基づいて全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋、先ほども質問いたしましたが、改革工程の閣議決定をして進めているところです。しかしながら、憲法第25条からも改めて、社会保障は国の責務であるとの考えから、本請願の4項目を国に意見書として提出することには賛成であることを述べ、皆様も賛同いただきますことをお願い申し上げまして、討論を終わります。

○議長（下村あきら君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、請願第1号、京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引き下げなど、制度の改善と国への意見書を求める請願書を表決に付します。

請願第1号、京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引き下げなど、制度の改善と国への意見書を求める請願書を採択することにつきまして賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手少数であります。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

◎請願第2号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第20、請願第2号、国に従来の後期高齢者医療被保険者証の交

付を求める請願書につきましては、質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

平林智江美議員。

〔16番 平林智江美君登壇〕

○16番（平林智江美君） 京丹後市選出の平林です。

では、請願第2号、国に従来の後期高齢者医療被保険者証の交付を求める請願書に賛成の立場で討論を行います。

マイナンバーカードへの変更に伴い、12月2日から被保険者証が廃止されました。後期高齢者医療制度では資格確認書を送付することになっていますけれども、1年後はどうなるのかわかりません。高齢者にとっては、マイナンバーカードの取扱いは大変ややこしいです。今までどおり従来の保険証にすることによって、安心して病院にかかることができるのではないのでしょうか。後期高齢者にとって、病院にかかる機会は増えてきます。マイナ保険証を使う場合、顔認証や番号を入力しなければならないので、患者さんにとってはとても不安です。し、病院の窓口でも職員体制を増やして対応しているとも聞いています。そういった不安をなくすためにも、従来の保険証に戻すべきです。それが多くの皆さんの願いです。病院の窓口でのマイナ保険証の利用率は低迷していると聞きます。後期高齢者の場合、資格確認書を全ての被保険者に交付することになっていますが、そのことによって本当に安心して病院にかかることができます。今年度以降も国が現行の被保険者証の復活を決定するまで、資格確認書を全ての被保険者に送付することによって、安心して病院にかかれるようにすることが求められます。よって、この請願に賛同するものです。

以上です。

○議長（下村あきら君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、請願第2号、国に従来の後期高齢者医療被保険者証の交付を求める請願書を表決に付します。

請願第2号、国に従来の後期高齢者医療被保険者証の交付を求める請願書を採択することにつきまして賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手少数であります。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（下村あきら君） お諮りします。本定例会において議決された各議案について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして京都府後期高齢者医療広域連合議会令和7年第1回定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時12分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和7年5月23日

議 長 下 村 あ き ら

署 名 議 員 樋 口 浩 之

署 名 議 員 高 山 豊 彦